

## 新型インフルエンザ発生時における高砂市消防団業務継続計画

平成21年6月1日

### 1 基本的な考え方

#### (1) 計画策定の目的

この計画は、高砂市消防団（以下「消防団」という。）が優先して継続する業務等をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ発生時における必要な消防業務の遂行の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 業務継続の方針

業務継続の基本方針は、災害出動を維持し、予防業務等については、状況に応じ縮小又は停止して、必要な人員を確保する。

### 2 優先して継続する業務

新型インフルエンザ発生時においても優先して継続すべき業務について、次のとおり優先度を定める。

業 務	優先度
火災、水害、地震その他災害発生に関して行う消火、救助、災害防除等の活動	高い
武力攻撃事態等における国民の保護のための避難誘導等の活動	高い
放火火災等における警戒活動	高い
行方不明者の捜索活動（発生3日以内）	高い
行方不明者の捜索活動（発生4日以降）	低い
消防活動の訓練、器具点検、会議等	低い
水利調査及び警防調査	低い
防火指導等の予防活動及び地域住民に対する協力、支援、啓発に関する活動	低い
各種届出書類の提出、団員相互の事務連絡等業務	低い

3 新型インフルエンザ発生時の活動

(1) 発生段階に応じた活動については、次のとおり定める。

発生段階	状態	業 務	
		優先度の高い業務	優先度の低い業務
		消火、救助、災害防除等の活動	訓練、予防活動、啓発活動等
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態	通常どおり活動を行う。 (状況により、出動区域の拡大等)	通常どおり活動を行う。
第二段階 (国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態		業務を縮小する。 なお、発生地が兵庫県の場合、業務を停止する。
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態		業務を停止する。
	感染拡大期		
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	縮小・停止していた業務について、地域の感染動向を踏まえつつ、再開する。	

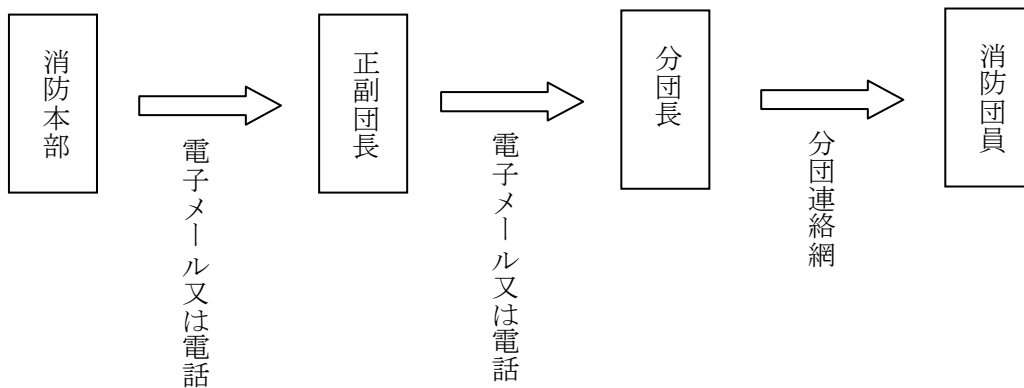
(2) 第二段階及び第三段階が兵庫県内の場合における出動態勢

災害種別等	出動態勢
林野、建物火災	発生地分団又は出動規制区分による
広範囲の林野火災	全分団
自然災害	発生規模により分団を決定
救助、搜索活動	発生規模により分団を決定
消防本部が救急対応等で、出動体制が手薄な状態での災害	発生規模等により分団を決定 (出動規制区分以外への要請)

4 新型インフルエンザ発生時の体制確保

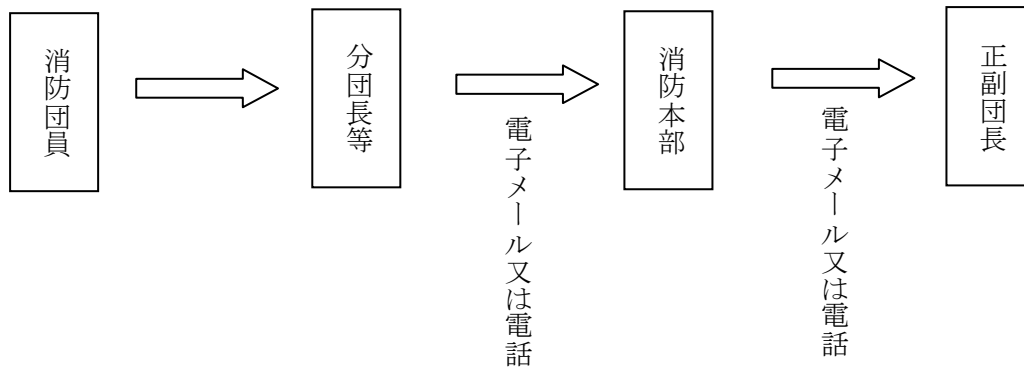
(1) 関係機関との連携

- ア 新型インフルエンザ発生に関する最新の状況や高砂市の対策等については、正副団長への情報提供を随時実施する。
- イ 団長は、必要に応じ分団長を通じ所属分団員へ周知すること。
- ウ 連絡体制については、次のとおりとする。



(2) 団員の確保

- ア 災害発生時の連絡体制  
災害発生時の連絡体制は、サイレン及び電子メールで出動を要請する。
- イ 出動できない団員の把握  
出動可能な団員の状況を把握するため、出動できない状況が生じた団員は、所属の分団長等に随時連絡を行う。  
分団長等は、所属団員の出動可能な団員の状況について随時、消防本部へ連絡を行う。



ウ 出動区域の拡大

消防本部が救急対応等で出動態勢が手薄な状態で災害が発生した場合や、団員の6割以上が出動できない状況が生じた場合には、災害対応に必要な団員確保のため、出動規制区分を市内全域とする。

エ 出動を免除する団員

(ア) 本人・家族が感染し、又は感染した疑いがある場合

(イ) 日常従事する職業がある者において、新型インフルエンザ発生時には、消防団活動よりも優先的に当該職業の業務を継続させる必要がある場合

(3) 命令系統

命令系統は階級順とし、上位の者が欠けるときは、その下位の者が行う。  
同階級の者は、任用期間の長い者が行う。

(4) 団員の感染防止

ア 新型インフルエンザ発生時において、消防団員が日常生活等における感染を防止できるよう、感染防止策について定め、団員に周知しておく必要がある。

イ 家庭や職場（日常従事する職業がある場合）など、普段の生活においては、咳エチケット、うがい、手洗いの励行や、不要不急の外出を控えること等の対策をとる。季節性インフルエンザの予防接種も有用な対策である。

ウ 災害出動時には、多数の人間に接することになる場合もあることから、感染防止のためのマスクを着用し、他の者から1～2メートル程度の距離を保つなど、自己防衛することが望ましい。

また、出動後、拠点施設（詰所等）への帰還時や帰宅時には、うがい、手洗い等の対策をとる。

(5) 団員への教育

新型インフルエンザ発生時においても、消防団は災害出動等の業務を継続する必要があることから、優先業務の選定や感染防止策の徹底、日常従事する業務との調整など、普段とは異なる対応が求められる。

このため、新型インフルエンザに関する知識や業務継続計画の内容について、幹

部をはじめ団員一人ひとりに対し周知徹底を図る。

(6) その他

この計画は、新型インフルエンザに関する情報や国等の対策の状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。